

設問2：輸血療法委員会の開催頻度はどのくらいですか。

- ①定期的（年　　回）　②不定期　③開催していない

設問3：輸血療法委員会の設置要綱は定めていますか。

- ①定めている　②定めていない

設問4：輸血療法委員には以下の方を含みますか。（該当する項目すべてを選択してください。複数回答可）

- ①院長　②副院長　③医師（輸血部門）　④医師（診療部門）
⑤看護師　⑥薬剤師　⑦検査技師　⑧医療事務
⑨医療安全管理委員会委員　⑩赤十字血液センター（オブザーバーとして招請）
⑪その他（　　）

設問5：輸血療法委員会の活動内容を院内の輸血療法に携わるすべての方に周知していますか。

- ①周知している　②一部には周知していない　③周知していない

設問6：輸血療法委員会では、以下のことを把握する　あるいは　以下のことを決定していますか。（該当する項目すべてを選択してください。複数回答可）

- ①症例検討を含む、血液製剤の適正使用推進の方法の検討と、改善状況の定期的な検証
②輸血関連の検査項目の決定
③輸血実施時の手続きの具体化
④輸血用血液の保管状況の把握
⑤血漿分画製剤の保管状況の把握
⑥輸血用血液の使用状況および廃棄血液の把握
⑦血漿分画製剤の使用状況および廃棄製剤状況の把握
⑧輸血療法に伴う事故や、副作用・合併症の管理と対策
⑨輸血関連の情報交換の実施
⑩遡及調査の実施方法の具体化
⑪自己血輸血の推進および実施方法の具体化
⑫院内採血の基準の具体化
⑬その他（　　）

設問7：下記の厚生労働省から通知されている指針等が改正されたことを知っていますか。また、その改正に対応していますか。

1) 「血液製剤の使用指針」（平成24年3月一部改正）

- ①知っている（対応済　対応中　対応していない）
②知らない

2) 「輸血療法の実施に関する指針」（平成24年3月一部改正）

- ①知っている（対応済　対応中　対応していない）
②知らない

3) 「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」（平成24年3月一部改正）

- ①知っている（対応済　対応中　対応していない）
②知らない

設問8：輸血の安全性を確保するために、院内での輸血に関する基準書あるいは手順書（以下輸血基準書）が整備されていますか。①を選択した場合は輸血基準書に含まれている項目としてあてはまるもの全てを選択してください。（該当する項目が輸血基準書と別冊の手順書等になっている場合や、医療法で求められている医薬品業務手順書に含まれている場合でも可。）

①はい

夜間・休日の輸血業務

血液製剤の保管管理（輸血用血液製剤 血漿分画製剤）

各検査手順

（ABO血液型 Rho(D)抗原 不規則抗体スクリーニング 交差適合試験）

検査用試薬の精度管理とその記録

検査用機器の定期点検、保守点検及びその記録

緊急時、大量輸血時に関する検査法、適合血の選択

異型適合血輸血を行うための使用基準

輸血副作用の報告手順とその記録

重篤な副作用への対応

自己血輸血

②いいえ

設問9：輸血に関する検査と輸血用血液製剤の保管管理を一括して行う輸血部門（実質的に輸血業務全般を一括して責任をもって執り行える部門）において、輸血用血液製剤が一元管理されていますか。

①一元管理している ②一元管理していない

設問10：アルブミン製剤は、輸血部門で一元管理されていますか。

※輸血管理料Ⅰにおける、アルブミン製剤の一元管理については、輸血部において保管されていることが原則ですが、薬剤部において保管されている場合であっても、アルブミン製剤の請求、払出し等の管理が輸血部において行われていれば差し支えないとされています。（平成18年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡より）

①一元管理している ②一元管理していない

設問11：病院内における輸血業務全般について実務上の監督および責任を持つ医師（責任医師）が任命されていますか。

①任命している ②任命していない

設問12：輸血部門では、（輸血業務全般について十分な知識と経験豊富な）臨床検査技師を輸血担当技師として配置していますか。

①配置している ②配置していない

設問13：院内監査の機能を有する内部監査機関（または同様の機能を有する委員会）を設置し、輸血を実施している部署に対して定期的に監査を実施していますか。（医療法で求められている医薬品安全管理者による、従業者の業務が医薬品業務手順書に基づいているかの定期的な確認の実施でも可）

①定期的に実施（年 回） ②不定期的に実施 ③実施していない

設問14：輸血療法を行う患者に対して、以下の内容を説明していますか。（①、②を選択した場合は説明の内容について該当する項目すべてを選択してください。複数回答可）

①文書により説明 ②口頭で説明 ③説明していない

説明の内容

- 1) 輸血療法の必要性
- 2) 予定される輸血療法の種類と量および期待される効果
- 3) 予想される副作用
- 4) 輸血副作用の防止対策とその内容
- 5) 副作用・生物由来製品感染症等被害救済制度と給付の条件
- 6) 輸血を行わないために予想されるリスク、他の代替療法の有無とその内容
- 7) 自己血輸血の適用
- 8) 感染症検査と検体保管、遡及調査時の使用
- 9) 投与記録の保管
- 10) 緊急時の輸血療法の選択
- 11) その他 (_____)

設問15：輸血療法を行う全ての患者に対して、同意書を取得し、その事を輸血部門が確認できる体制になっていますか。

- ①取得しており、輸血部門が確認できる
- ②取得しているが、輸血部門が確認できない
- ③取得していない

2. 輸血用血液の適正な保管管理（C、D、E、F）

設問16：血液センターから輸血用血液の搬入時に、行っている確認作業の輸血部門の担当者が伝票とバッグの照合を行うとともに、外観上の異常や血液バッグ破損の有無についても確認し、搬入記録を残していますか。

- ①はい ②いいえ

設問17：輸血用血液の保管管理は、輸血部門に限定していますか。

（一般病棟では保管しない。ただし、手術室やICUなど止むを得ない部門は除く）

- ①限定している ②限定していない

設問18：設置されている輸血用血液の保冷库（輸血部門以外も含む）は以下の条件を満たしますか。（該当する項目全てを選択してください。複数回答可）

- ①専用であること
- ②自記温度記録計付きであること
- ③警報装置付きであること
- ④自家発電電源に接続されていること

設問19：設置されている輸血用血液の保冷库（輸血部門以外も含む）について、手順に定めた方法で定期点検、日常点検を行った記録が残されていますか。

- ①はい ②いいえ

3. 輸血検査 (G)

設問20：以下の検査結果の報告は口頭ではなく文書（電子データも含む）で行われていますか。

- 1) ABO血液型検査 : ①行われている ②行われていない
2) Rh o (D) 抗原検査 : ①行われている ②行われていない
3) 不規則抗体スクリーニング : ①行われている ②行われていない
4) 交差適合試験 : ①行われている ②行われていない

設問21：異型適合輸血を実施したことがありますか。

- ①はい ②いいえ

設問22：コンピュータクロスマッチを行う場合は、以下のことをすべて満たしていますか。

- 1) 結果の不一致や製剤の選択が誤っている場合に警告を発すること
2) 患者の血液型が2回以上異なる検体により確認されていること
3) 輸血用血液製剤の血液型が再確認されていること
4) 手順書が整備されていること（輸血基準書に記載されていることも含む）
①はい
②いいえ（コンピュータクロスマッチを行う場合）
③コンピュータクロスマッチは行わない

4. 輸血実施 (H)

設問23：輸血前確認（患者の取り違い、輸血バッグの取り違い防止の確認）を行った記録を残していますか。

- ①はい ②いいえ

設問24：輸血の準備及び実施は、原則として1回に1患者ごとに行っていますか。

- ①はい ②いいえ

5. 副作用の管理・対策 (I)

設問25：輸血前、以下の検査を実施していますか。（該当する項目すべてを選択してください。複数回答可）

HBV関連検査

- ①HBs 抗原 ②HBs 抗体 ③HBc 抗体

HCV関連検査

- ④HCV抗体 ⑤HCVコア抗原

HIV関連検査

- ⑥HIV抗体

8. ご意見、ご要望等がございましたらご記入ください。

[]

※ 本アンケートの内容については、施設名の特定されないかたちで結果を集計し、医療機関・学会等へ情報提供します。アンケートへのご協力、ありがとうございました。

本アンケートは、一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会の I&A チェックシートを基に作成しています。

参考) ・一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会 HP

<http://www.jstmct.or.jp/jstmct/Index.aspx>

・ I&A チェックリスト

<http://www.jstmct.or.jp/jstmct/Document/IandA/Document4.pdf>

・ I&A チェックシートの解説

<http://www.jstmct.or.jp/jstmct/Document/IandA/Document3.pdf>

・ I&A 認定基準

<http://www.jstmct.or.jp/jstmct/IandA/Standard.aspx>

その他の参考資料

・ 「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について

(平成 24 年 3 月 6 日付け 厚生労働省医薬食品局長通知)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/tekisei120319.html>

・ 「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」の一部改正について

(平成 24 年 3 月 6 日付け厚生労働省医薬食品局長通知)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/120319.html>